

工業用水道事業にかかる料金改定及び減量制度説明会での主な意見と修正案

工業用水道事業にかかる料金改定及び減量制度説明会

令和2年7月3日（金）、6日（月）、7日（火）、8日（水）各日の午前、午後
大阪広域水道企業団本部4階会議室において計8回開催

○料金改定に関する主な意見

- ・令和12年度以降は値上げになるということだが、減量した事業所とそうでない事業所で料金に差を設けることを検討してほしい。
- ・将来値上げになるのであれば、値下げも減量もしなければよい。

○減量制度に関する主な意見

- ・特別減量負担金を一括で払うのは困難。分割払いができるようにしてほしい。
- ・これまで同様、現行の負担金で減量を認めてほしい。
- ・一定の枠の中で減量を認めるのではなく、希望する水量分の減量を認めるべき。
- ・減量に対して手を挙げた際の配分方法はどのようにするのか。例えば、大口の需要者、実給水率などを勘案するのか。
- ・減量の実施が令和3年と令和8年ということで、間隔があくことになるため、周知の方法も考えてほしい。
- ・減量の実施をもっと前倒しにしてほしい。
- ・料金値上げをしなくていいだけの負担金単価とするべき。
- ・値下げをせずに特別減量負担金の単価を低くすべき。実給水率の高い、水を多く使うところの負担が大きいのが当然。

○その他

- ・料金について、多く使うところを安く、少ないところを高くするなど、料金制度の変更を検討してはどうか。
- ・企業の規模や業種、あるいは季節（時期）による水量の変動によって、料金に差を設けるような料金制度を考えてほしい。
- ・使用水量が減少していく一方ということであれば、他の事業と組んで需要を掘り起こすなどの方策も考えるべき。

【修正案のポイント】

①料金値下げの幅を圧縮し、将来の値上げをより抑制

- ・基本料金は据え置き、使用料金のみ料金値下げを実施

料金改定案（令和3年1月実施）

	現行	(修正前)	(修正後)	修正後減額
基本料金	32.4円	31.3円	32.4円	(－円)
使用料金	10.4円	8.8円	8.8円	(▲1.6円)
超過料金	85.6円	80.2円	82.4円	(▲3.2円)

＜参考＞

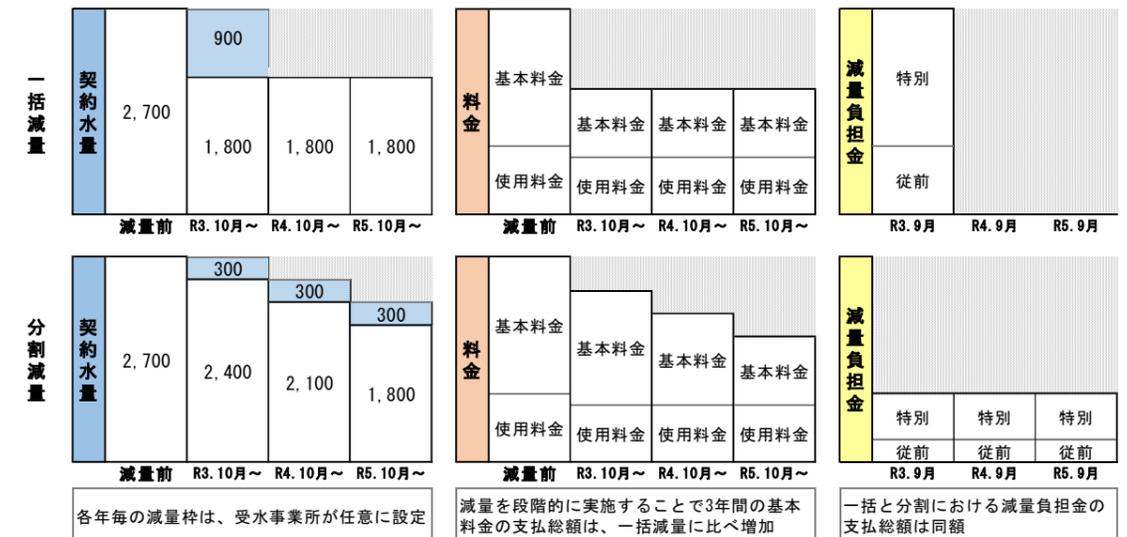
料金改定案による受水事業所の負担軽減（基本使用水量1,000m³/日あたり）

平均実給水率	現行料金 A	改定案料金 B		影響額 B-A=C	値下げ率 C/A
		修正前	修正後		
55.9%	38,213円	修正前	36,219円	▲1,994円	▲5.2%
		修正後	37,319円	▲894円	▲2.3%

②分割払いが可能となるよう、3年間で段階的な減量（分割

減量）制度を導入

- ・減量総量の各年毎の割振りは、受水事業所が任意に設定
- ・減量する水量に応じ、従来の負担金及び特別減量負担金を各年毎に分割して支払い



③実給水率10%未満の受水事業所に減量枠を優先的に配分

- ・平成29年度から令和元年度までの3ヵ年平均で、実給水率が10%未満の受水事業所について、10%となる契約水量までは優先的に減量枠を配分